

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間中に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方(共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：東ティモール 担当：経済基盤開発部
案件名：ディリ都市計画策定プロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月下旬～2015年7月中旬

2 参加要件

海外における都市計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月26日から2014年2月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月26日から2014年3月3日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月24日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 4月上旬
- (5) 契約交渉 : 4月上旬～4月中旬

5 業務の目的

東ティモール国は2002年の独立後、国連やドナーの支援を受けながら国づくりを行ってきた。これまでは「復興」を中心にインフラや制度構築を行ってきたが、今後は東ティモール国の開発戦略計画（Strategic Development Plan (SDP) 2010-2030）で示されるように「開発」を目的にした国づくりへと移行している。

同国の首都であるディリ県は、6つのsub-district（郡）、31のSuco(村)、241のaldeias(集落)で構成されている。ディリ県の人口は234,026人（2010年センサス）であり、都市人口の増加は著しく、ディリ県の人口増加率は4.1%/年にのぼり、全国平均（2.45%）の人口増加より高く、2020年には都市人口率は30%を超える予測となっている。また、行政施設の建設や都市人口の増加による住宅建設が加速しており、人口増加による基礎インフラやユーティリティ不足につながっている。これら、都市人口の急激な増加に対して、セクターをまたがる包括的な対策は取られていない状態であり、無秩序な都市化、車両の増加による交通渋滞、生活環境問題等の都市問題が生じており、同国の最大の課題である経済活動の活性化を妨げる要因となっている。

このような状況を受け、SDPでは経済・社会の中心と位置付けたディリ都市圏（ディリ-ティバル-ヘラ戦略地域、ディリ県の4郡（Dom Alexio, Nain Feto, Vera Cruz, Cristo Rei）、及びリクイシャ県（Liquica District）のティバル村、人口223,793人（2010年国勢調査）、面積、178.62km²）を対象として、複数セクターを跨ぐ包括的な計画としての都市開発マスタープランの策定が必要となっているが、2013年現在、都市開発マスタープランに相当する計画は未整備の状況である。

上記背景の中、持続可能な経済成長を促す開発ビジョンの策定及び各種都市問題に対応すべくディリ都市圏における各セクターをまたがる包括的な都市開発マスタープラン作成が要請された。JICA は本要請を受け、2013年2月に詳細計画策定調査団を派遣し、公共事業省との間で討議議事録（R/D）の署名を行い、ディリ都市圏の都市開発の方向性及びそれらを具現化するための都市開発マスタープランを策定し、同マスタープランの効力を発揮するための承認に向けて実施するものである。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ディリ都市圏

(2) 業務内容

1) 東ティモール国の現況把握・分析

2) ディリ都市圏の現況把握・分析

2-1) 経済・産業現況把握・分析、制約条件・ポテンシャル整理

経済・財政、農林水産業、工業、観光分野

2-2) 都市インフラ現況把握・分析

交通量調査、道路・交通、空港・港湾、洪水対策・排水、上水・下水、廃棄物管理、電力・通信分野

2-3) 都市空間現況把握・分析

ディリ都市圏の都市開発、土地利用、環境

3) 都市開発マスタープラン作成

3-1) 2030年を目標とした都市開発政策・ビジョン作成

- 3-1-1) 開発フレームワーク、シナリオ、戦略作成
- 3-1-2) 産業振興政策整理（農業、製造業、観光）（既存戦略・計画の整理に留める）
- 3-1-3) 投資促進政策（SEZを含む）提案
- 3-2) 2030年を目標とした都市開発マスタープラン作成
ストラクチャープラン、土地利用計画、都市開発ガイドライン、ディリ都市圏のGISデータベース（関連セクター情報を含む）、組織・制度強化、人材育成計画
- 3-3) 2020年を目標としたアクションプラン作成
道路ネットワーク計画、空港・港湾計画、洪水対策・排水計画、上水・下水計画、廃棄物管理計画、電力・通信計画、公共施設計画
- 4) 都市計画策定技術に係る技術移転、カウンターパートを対象にした人材育成、本邦研修実施
- 5) 東ティモール国政府が準備中の都市計画に係る法制度整備に対するアドバイス実施
- 6) データベースの整備
- 7) セミナー/ワークショップ、広報等
- 8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議
- 9) ファイナルレポートの作成

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2014年4月下旬)
- (2) インテリムレポート(2014年9月下旬)
- (3) プロGRESSレポート(2015年1月下旬)
- (4) ドラフトファイナルレポート(2015年4月下旬)
- (5) ファイナルレポート(2015年6月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/都市計画（評価対象予定者）
- (2) 土地利用計画/地区計画/都市防災/環境（評価対象予定者）
- (3) 組織構築/都市計画制度/都市経営（評価対象予定者・語学力・対象国経験評価せず）
- (4) 人材育成計画
- (5) GISデータベース
- (6) 運輸・交通（道路・公共交通）
- (7) 運輸・交通（空港・港湾）
- (8) 交通量調査/交通需要予測
- (9) 開発マクロフレーム
- (10) 産業振興（投資・物流・SEZ）
- (11) 環境社会配慮(パブリックコンサルテーション)
- (12) 都市インフラ（上水道）
- (13) 都市インフラ（下水・排水）
- (14) 都市インフラ（廃棄物管理）
- (15) 都市インフラ（電力・通信）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年2月に詳細計画策定調査実施済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。